

# 学校いじめ防止基本方針



四日市市立三重西小学校

## はじめに

いじめは、いじめ防止対策推進法第1条に、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるもの」とあるように、決して許される行為ではありません。

本校は、いじめを重大な人権侵害と位置づけ、「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」という認識のもと、学校・家庭・地域が連携して未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。そして、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安全・安心に生活できる学校づくりを目指します。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなくいじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ 好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応も可能である。

## 第1章 未然防止

### 【取り組みの重点】

- 1 落ち着いた学校生活環境をつくるための規律の定着
- 2 互いを尊重し、主体的に行動できる児童の育成（なかまづくり・人権学習の推進）
- 3 いじめ防止啓発

### 1. 規律の定着

本校では、いじめの未然防止の基盤として、学校生活全体において落ち着いた雰囲気と安心できる環境づくりを進める。授業だけでなく、休み時間、清掃、給食、行事など、日常のあらゆる場面で、基本的な生活習慣やルールが「集団が円滑に生活を送るためにある」ことを理解し、進んで守ろうとする態度を育む。

生徒指導担当は、学校全体の子どもの様子を把握し、共通理解が不足している点や気になる兆候がある場合には、教職員全体の場で共有し、認識を一致させる。また、子どもたちに対しては、「担任の子どもだけを見るのではなく、教職員全員で全ての子どもを見守り、指導する」という学校の姿勢を明確に伝え、安心して学校生活を送ることができる環境を整える。

### 2. 主体的に行動できる子どもの育成

#### (1) 学校教育における取り組み

- ①いのちの大切さや自分の良さに気づくための学習。
  - ・各学年・学級の実態に応じた授業。
  - ・人権意識を高め、身の回りにある問題を見過ごさず、子どもの課題に応じた教材をもとにした授業。
- ②互いの状況や気持ちを考えながら、協力し合えるなかまづくり。
  - ・学級遊びや学級会活動を通してルールを決め、助け合える集団づくり
  - ・集団での活動を通して、規範意識やなかま意識を涵養。
- ③差別や偏見など身の回りの課題を見抜き、解決しようとする集団の育成。
  - ・一人ひとりの児童を観察し、気になる行動や言動を見逃さず、問題となる事象については、子どもたちに投げかけながら解決方法を考えさせ、自分たちで行動する集団づくり。
- ④教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、教職員の人権意識を向上させ、いじめへの対応に係る教職員の資質向上のための研修を実施する。

## (2) 地域・保護者との連携

- ① 家庭訪問や懇談会等から子どもの生活背景や保護者の願いを知り、それを教育活動に反映させていくとともに、連携協力を深める。
- ② 校区・地域人権協参加を通して、人権教育推進と啓発を行う。

## 3. いじめ防止啓発

### (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』の有効活用

- ① 手引を参照して、いじめについての共通理解を図る。
- ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にする。

### (2) 「いじめは絶対にしてはいけない」の意識づけ

- ① 子ども対象の学校評価に「どんな理由があっても、いじめはいけないと思う」という項目をつくり、「1:そう思う」が100パーセントになることを目指して学級指導や道徳の授業を行う。学校通信や学年通信等で啓発する。
- ② 児童会より啓発活動を行う。児童集会を通して「いじめのない学校にしよう」を呼びかけたり、児童会掲示板にポスターなどを掲示したりする。

### (3) いじめに関するリーフレットの配付

「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのないこどもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とする。

### (4) 各種相談機関を周知する

- ① 四日市市教育委員会 育ち支援課  
生徒指導グループ いじめ体罰等教育相談窓口 (059-354-8169)  
特別支援教育・相談グループ (059-354-8285)
- ② 四日市市役所こども未来部 青少年とその家庭の悩み相談 (059-352-4188)
- ③ 四日市市役所総務部人権・同和政策課 人権相談専用 (059-354-8610)
- ④ 北勢少年サポートセンター 被害少年の悩み、問題行動等 (059-354-7867)
- ⑤ 児童虐待など 三重県児童相談センター (059-347-2030) (北勢児童相談所)
- ⑥ 24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)

## 第2章 いじめの早期発見

### 【取り組みの重点】

- 1 日常生活から、子どもの変化に気づく。
- 2 子ども一人ひとりの姿や背景について各種調査により、様々な角度からとらえる。

### 1. 日常的な取り組み

#### (1) きめ細かい児童観察

- ・児童観察や、健康観察、欠席状況や遅刻状況の把握
- ・提出物や宿題・持ち物チェックの中で、気になる児童への声かけ
- ・朝の様子（係の仕様の様子、朝の会の態度など）
- ・休み時間での様子（学級の遊び、教室にいる児童の様子など）
- ・授業中の児童の様子
- ・心の天気、日記、作文、成果物などからの読み取り

#### (2) 複数の教員目で見えていく

- ・出入りの授業や委員会活動など、担任が見ていないところでの子どもの様子の情報交換を密にする。気になることがあれば、すみやかに担任に報告し、管理職に報告し、情報を確実に共有する。
- ・学年活動を定期的に行い、学年全体から見た子どもの様子の把握に努める。

### 2. 生徒指導・特別支援委員会の実施

- ・児童についての情報交換を密にし、組織的かつ迅速的な対応を目指す。
- ・特別支援委員会に生徒指導委員会を兼ねる。・・・月1回実施

#### ねらい

- ① 気になる子どもの様子を記録し、情報を共有し、問題行動の早期発見、解決に努める。
- ② 子ども一人ひとりの姿や背景について様々な角度からとらえ、より適切な生徒指導を行う。
- ③ 個々の事案に対し、適切かつ迅速に行動できる指導体制の充実を図る。
- ④ 教育相談体制の強化・・・児童の指導、保護者及び関係機関との連携を図り、児童理解と支援を図る。

### 3. いじめ調査、Q-U調査、教育相談の実施

#### (1) いじめ調査

- ・年間3回実施する。（1学期と3学期は、学校独自調査）
- ・アンケートをもとに、被害児童、関係児童に聞き取りをし、内容を記録する。
- ・いじめ防止対策委員会を実施する。

※ いじめ調査の結果、その認知件数が0件であった場合は、学校便り等で当該事実を児童や保護者に向け公表することで、検証を仰ぎ認知漏れがないか確認を行う。

#### (2) Q-U調査

- ・3年生から6年生は、Q-U調査を実施する。（6月、10月）
- ・全児童対象の教育相談週間を設定し、Q-U調査をもとに、きめ細かい対応をする。特に、「侵害行為認知群」にあてはまる児童については、継続的に観察していく。

#### (3) いじめ調査、Q-U調査の結果を基にした教育相談

- ・各調査結果を基にした教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

### 4. メディア・リテラシーに関する教育の推進

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、状況に応じて関係機関と連携して対応に努める。また、学校はメディア・リテラシーに関する教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

## 第3章 いじめ事象に対する対処について

### I 学校いじめ防止対策委員会の設置

構成員) 校長・教頭・生徒指導主事・関係の学年担当・養護・SC

取組方針) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期解決を図る。(いじめが起こった場合のフロー図 参照)

### II 児童の指導

#### 1. 対象児童の聞き取り・・・個別に聞き取り(十分な配慮)

→情報収集→関係職員で今後の対応策を話し合う。また、被害児童へ状況に応じた継続的なケアを行う。

#### 2. 関わる周りの児童の聞き取り・・・確かな情報収集

→関係職員で今後の対応策を話し合う。

#### 3. 保護者への報告、継続した観察

- ・ 確かな情報を整理し、丁寧に説明できるようにする。また、事象だけでなく学校としてすべきことを明らかにして、保護者へ伝える。
- ・ 継続的に児童観察をして、その後の経過や様子も知らせる。

#### 4. 事後の記録、継続した観察・・・すべて個別の児童観察の記録ファイルへ保存する。また、その記録のもと、継続して観察する。

#### 5. いじめに関する授業の実施・・・当事者だけの問題としてとらえるのではなく、学級や学年の問題としてとらえ、必要に応じていじめに関する道徳等の授業を実施する。

#### 6. いじめ事案の解消

いじめに係る行為が止んだ後も、継続的に被害児童の面談を行い、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。こうした状態が少なくとも3か月間継続していることを確認し、該当いじめ事案を解消とする。

※上記の対応について、教職員全員の共通理解を図り、保護者の協力のもと、関係機関・専門機関と連携して取り組む。SC・SSW・SLなどの専門家と連携し「チーム学校」として、組織的に対応する。

### Ⅲ 関係機関との連携

#### 1. 教育委員会

いじめ事案が発生した場合は、市教育委員会に対し、常に報告・連絡するとともに、継続的な指示・助言を仰ぎ、適切な対応をしていく。

#### 2. 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきている。例えば、四日市北警察署・四日市西警察署・北勢少年サポートセンターとの連携をとり、子どもたちのより健やかな成長を見守っていく。

#### 3. 他の関係機関との連携

- ・ 北勢児童相談所
- ・ こども家庭センター
- ・ こども未来課青少年育成室
- ・ 人権センター
- ・ 男女共同参画課 はもりあ四日市
- ・ 市民生活課多文化共生推進室
- ・ 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- ・ 四日市市 PTA 連絡協議会

## IV 児童・保護者の役割

### 1. 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない、許さない子どもの育成に尽力していきましょう。また、教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう協力をお願いします。

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめを許さない人間性を育み、日頃からいじめについての悩みがあったり、周りでいじめを発見したりした場合は、周囲の大人に相談するように育てる。
- ② こどものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との連携に努めるとともに、協働していじめを許さない環境づくりに取り組む。
- ③ いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校・関係機関等に相談又は連絡する。
- ④ こどもがスマートフォン等デジタル端末を使用する際は、保護者が責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行う。

【四日市市いじめ防止基本方針より】

### 2. 児童

児童も、学級・学校の一員として、いじめをしない、させない、許さない態度で生活、行動していきましょう。

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも一生懸命取り組むとともに、思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめを許さない環境づくりに努める。
- ② 自分だけでなく、周囲の人を尊重し、様々な場面で、具体的な態度や行動に現すことができる。
- ③ 周囲にいじめの可能性があると認識したときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談するなど、いじめを許さない立場に立ち、行動する。

【四日市市いじめ防止基本方針より】

## V 重大事態発生時の対処（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、保護者と連携をしながら、適切な調査を実施する。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 児童が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な障害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめが起こった場合のフロー図】

